

## 消費動向調査の評価（案）の概要

### 1. 業務内容及び契約期間

#### (1) 業務内容

消費動向調査における調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、世帯名簿の作成及び調査世帯の選定、調査の依頼、調査票の配布・郵送・回収、督促、礼状及び謝礼の配布・郵送、調査票の検査、照会対応、調査票の審査、集計に係る業務。

なお、平成 25 年度より調査方法が郵送調査法に移行されることから、従来の訪問留置調査に加え、郵送調査法による調査を、平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月までの間並行して実施（以下、それぞれ「訪問留置調査」、「試験調査」という。）。

#### (2) 契約期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 1 年間

### 2. 実施状況に関する評価

業務の適正かつ確実な履行

実施要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を、適正かつ確実に履行する。

目標有効回収率

上記 を行った上で、調査票の回収率について、訪問留置調査においては各月 70%以上、試験調査においては年平均 50%以上。

各工程の業務については適正かつ確実に履行されており、回収率についても「訪問留置調査」及び「試験調査」とも全て目標値を達成し、試験調査においては目標値を大きく上回る回収率を達成した。

また、業務の質の確保を確認するための定期的な報告についても遅滞や修正報告がないなど、統計精度の維持の観点からも十分な対応が取られたことから、確保されるべき質は達成されたものと評価できる。

### 3. 実施経費に関する評価

実施経費（平成 24 年度調査）を従来経費（平成 20 年度調査、市場化テスト実施前）と比較すると、1,523 万円（削減率 7.5%）が削減され、経費の削減が図られている。

### 4. 今後の事業について

確保されるべき質として定めた各工程の業務については適正かつ確実に履行されており、回収率についても全て目標値を達成している。さらに実施経

費についても削減されたことから、業務は良好に実施されたものと評価できる。

次期事業については、既に平成 25 年 4 月から民間競争入札による事業が実施されており、契約期間が 3 年間に延長されるとともに、調査方法も訪問留置調査法から郵送調査法に変更されている。平成 28 年度以降の事業のあり方については、平成 27 年に予定される次回事業評価の結果を踏まえて判断することになるが、現時点の評価としては引き続き民間競争入札を行うことが適切と考えられる。

当事業では郵送調査法による試験調査が実施されたが、訪問留置調査法とは異なり調査票回収時に調査員を介さないことから調査票の記入漏れ・誤りの多い月がみられた。これを踏まえ、25 年 4 月から実施中の事業では「記入の手引き」を改定し、記入漏れ・誤りを防ぐ措置を講じている。

以上